

第4節 安全・安心で快適な生活環境の保全

- ・ 私たちの生活を取り巻く環境は、大気や水、土壌、音、香りといった様々な要素から成り立っています。これらの環境要素が良好に保たれることは、安全・安心で質の高い生活をもたらすだけでなく、農林水産業や観光産業、移住やワーケーションなど様々な形で地域を活性化する際の条件となるものであり、持続可能な社会を目指す上で前提となるものです。
- ・ 私たちは、日常生活や事業活動を行うことにより、ばい煙の排出や排水、騒音など何らかの形で生活環境に負荷を与えていますが、一人一人がその負荷をできる限り低減する行動に努め、より良好な生活環境を保全・創出していくことが必要です。
- ・ 将来にわたり、本県の生活環境が快適で、地域の魅力にもつながるものであるよう、大気や水質等の監視機能を充実させるとともに、環境を汚染する物質の発生源となる工場・事業場に対する適正な指導や、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する取組などを進めます。

3-4-1 大気環境の保全

○ 現状と課題

- ・ 県内を網羅する大気常時監視網を構築し、常時、大気の状態監視を実施しています。県内の大気環境は、概ね良好な状態に保たれており、経年的にも全体として横ばい傾向にあります。
- ・ ばい煙を排出する工場・事業場においては、大気汚染防止法等が確実に遵守されるとともに、事業活動や生活の中で、大気汚染物質の排出が少ない自動車や設備への転換が進められることなどにより、良好な大気環境を維持・向上させていくことが重要です。
- ・ 光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様に環境基準を達成しておらず、1時間値が0.06ppmを超過した日数は横ばいで推移しています^{※1}。また、PM2.5（微小粒子状物質）については、県内の平均値として濃度は高くないものの、一部の地域で環境基準の超過がみられる場合があります。これらの要因の一部に、アジア地域からの広域的な越境汚染等が考えられていますが、健康被害の発生を未然に防止するため、適切な監視と速やかな情報提供が求められます。
- ・ アスベストは、吸入すると肺がんや中皮腫等の健康被害を生じるおそれがあり、大気汚染防止法により建築物の解体等現場での作業時における飛散防止のための作業基準等が定められており、県では、アスベスト飛散防止のため、解体等現場への立入検査等を行っています。アスベスト使用建築物の解体については、令和10（2028）年まで全国的に増加すると予想されており^{※2}、また、令和2年6月5日に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律により、規制対象とするアスベスト含有の建築材料が拡大されたことから、アスベスト飛散防止対策をより一層強化していく必要があります。

※1 光化学オキシダントは、昼間（5時～20時）の1時間値が1年間のうち1回でも環境基準値（0.06ppm）を超えると環境基準が未達成と評価される。

※2 環境省中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会資料（平成30年10月）より

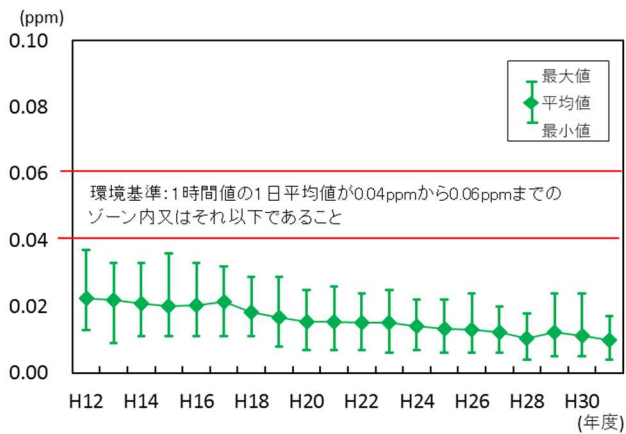


図 3-4-1 二酸化窒素の経年変化
(県内全測定局の日平均値の年間 98%値)

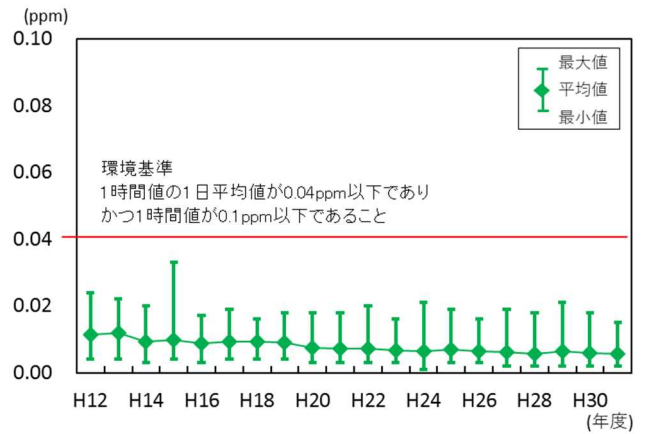


図 3-4-2 二酸化硫黄の経年変化
(県内全測定局の日平均値の 2%除外値)

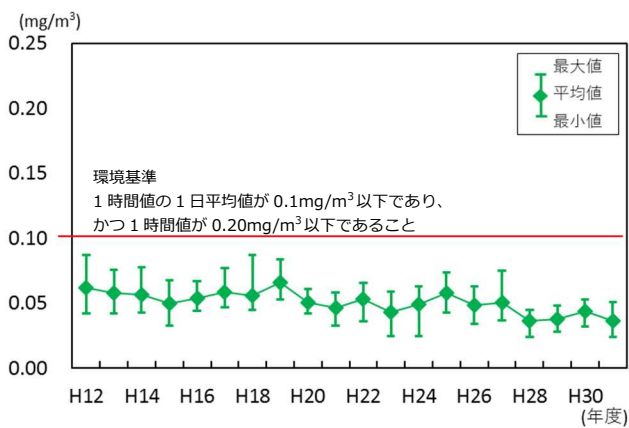


図 3-4-3 浮遊粒子状物質 (SPM) の経年変化
(県内全測定局の日平均値の年間 98%値)

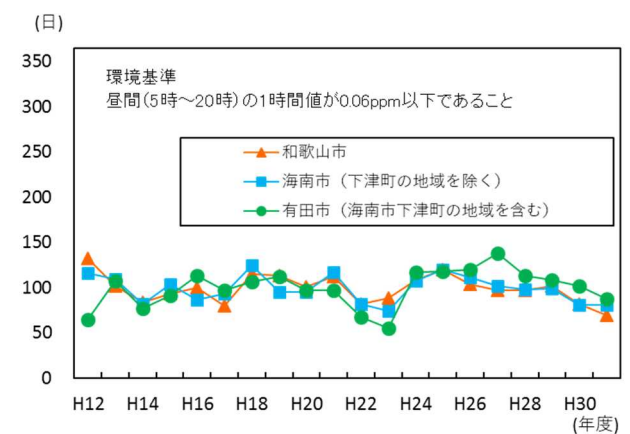


図 3-4-4 光化学オキシダントの環境基準超過
日数の経年変化 (予報等の発令地域別におけ
る昼間の1時間値がが環境基準を超過した日数)

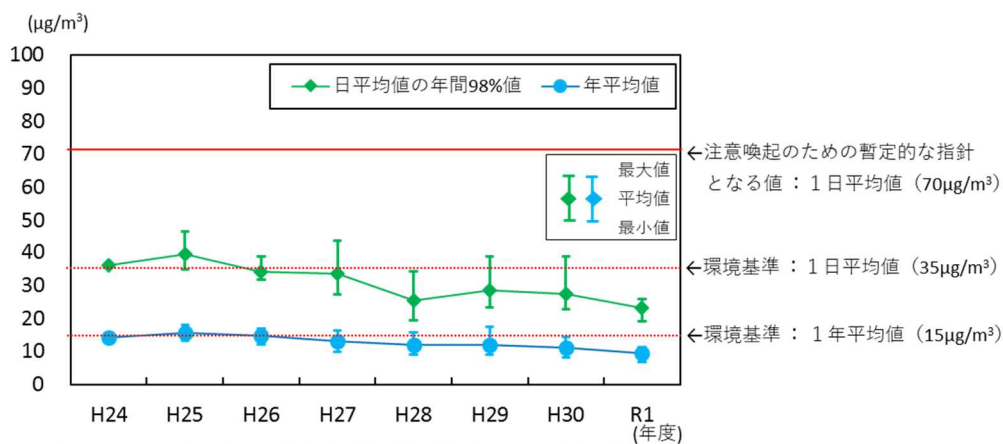


図 3-4-5 PM2.5 (微小粒子状物質) の経年変化
(県内全測定局の平均値)

取組の方向

- 大気の状態を的確に把握するための常時監視を行います。環境基準を達成できていない分野については、その原因究明に努め、必要な対策を講じます。
- 良好な大気の保全のため、特定施設等を設置する工場・事業場について、ばい煙の排出基準の遵守状況や施設の維持管理の状況等を確認し、事業者に必要な指導を行います。
- 大規模な工場・事業場と締結している環境保全協定に基づき、これらの事業場における環境保全対策について指導します。
- 光化学オキシダントやPM2.5（微小粒子状物質）については、速報値の発信、緊急時における注意報の発令等、迅速に情報提供を行います。
- 大気汚染防止法に基づき届出のあった建築物の解体現場への立入検査に加えて、アスベスト使用の可能性のある解体現場への立入検査を行い、健康被害の未然防止を図ります。

3-4-2 水環境の保全

○ 現状と課題

- ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を毎年策定し、県内の河川、海域等公共用水域及び地下水の水質監視を実施しています。
- ・ 県内の水環境は概ね良好な状態に保たれています。一部の公共用水域では環境基準が未達成となっていることから、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を促すとともに、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場に対する排水基準の監視指導に加え、排水基準の適用を受けない小規模事業場への排水指導を行う必要があります。
- ・ 本県の令和元年度末の污水处理人口普及率は 66.0%であり、全国平均 91.7%と比べて著しく低いことから、下水道や農業集落排水施設等、浄化槽を適切に組み合わせ、整備を進める必要があります。
- ・ 良質な水資源は、私たちの生活や事業活動を支えるものであり、身近な水辺や優れた自然環境を守り育むものです。これを守っていくためには、生活においては、一人一人が家庭からの排水の汚れを減らす行動を心掛け、生活排水対策を講じる行政と地域住民が一体となって水質保全を進めていくことが重要であり、工場・事業場においては、水質関連法令の遵守や施設の適切な自主管理がなされることが必要です。

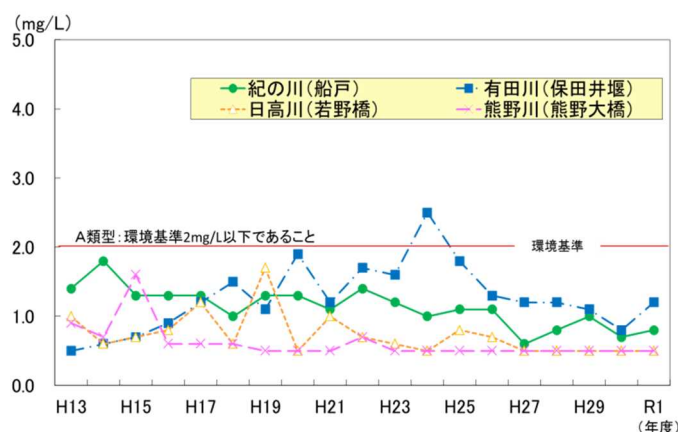


図 3-4-6 BOD（生物化学的酸素要求量）経年変化（75%値）

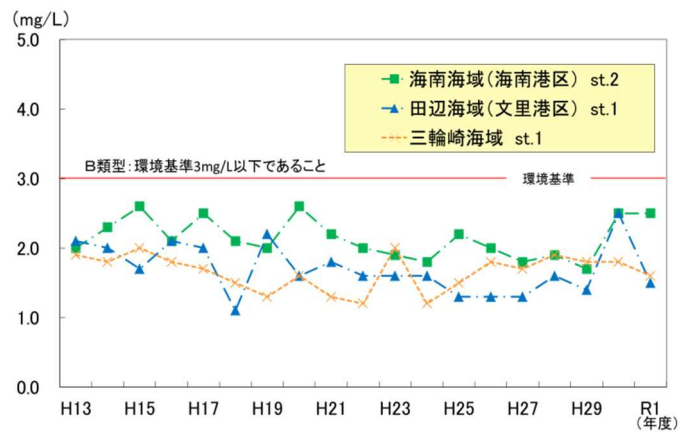


図 3-4-7 COD（化学的酸素要求量）経年変化（75%値）

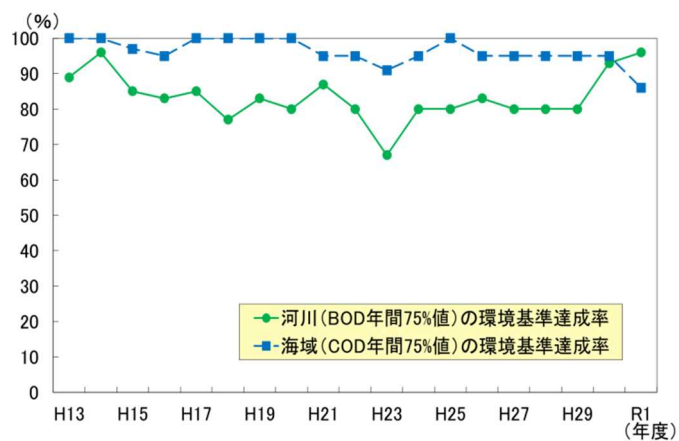


図 3-4-8 河川・海域別環境基準達成率の推移

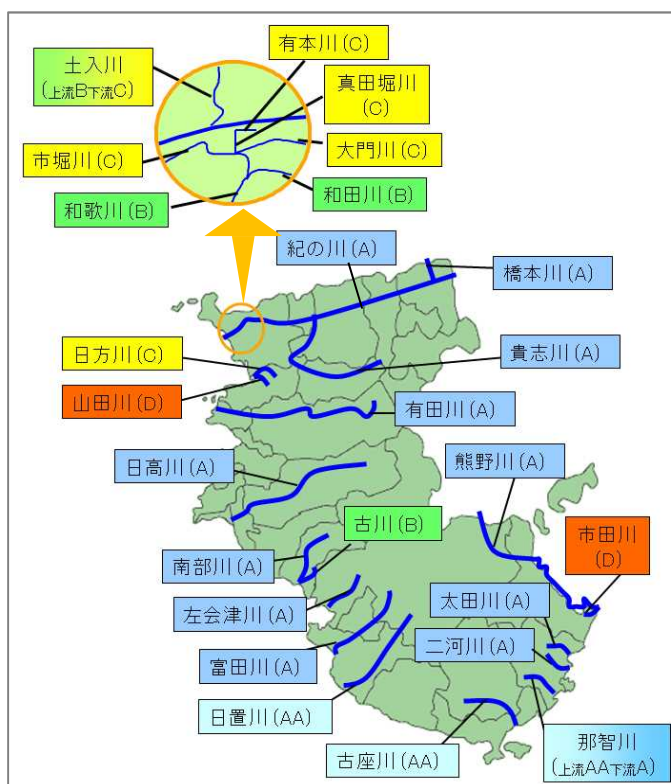


図 3-4-9 河川の BOD に係る類型指定状況

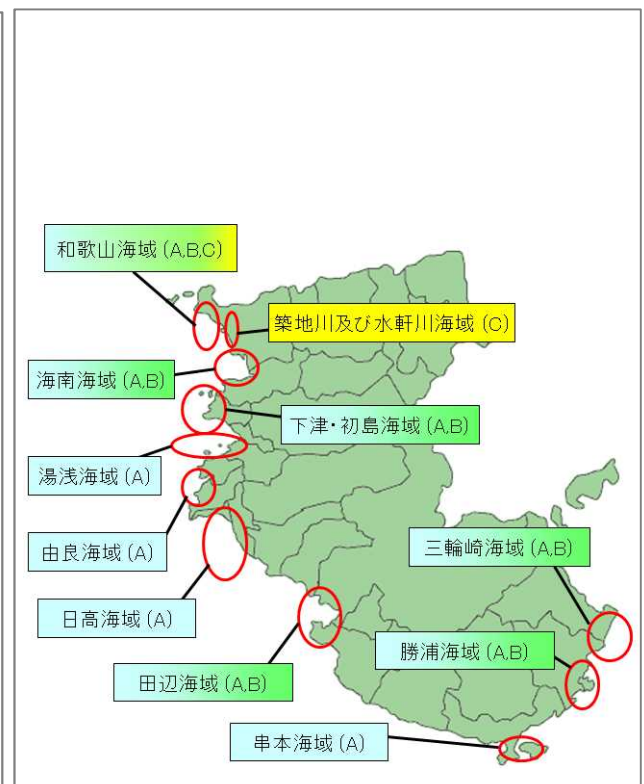


図 3-4-10 海域の COD に係る類型指定状況

表 3-4-1 河川（湖沼を除く）の BOD に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	生物化学的酸素要求量 (BOD)
AA	水道 1 級、自然環境保全	1mg/L 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴	2mg/L 以下
B	水道 3 級、水産 2 級	3mg/L 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級	5mg/L 以下
D	工業用水 2 級、農業用水	8mg/L 以下
E	工業用水 3 級、環境保全	10mg/L 以下

表 3-4-2 海域の COD に係る環境基準

類型	利用目的の適応性	化学的酸素要求量 (COD)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全	2mg/L 以下
B	水産 2 級、工業用水	3mg/L 以下
C	環境保全	8mg/L 以下

取組の方向

- 水環境の状況を的確に把握するための常時監視を行います。環境基準を達成できていない分野については、その原因究明に努め、必要な対策を講じます。
- 良好な水環境の保全のため、特定施設等を設置する工場・事業場について、排水の排出基準の遵守状況や施設の維持管理の状況等を確認し、事業者に必要な指導を行います。
- 大規模な工場・事業場と締結している環境保全協定に基づき、これらの事業場における環境保全対策について指導します。
- 汚濁負荷量の総量規制基準に基づく工場・事業場への指導を通じ、閉鎖性海域の環境保全を図ります。
- 生活排水による水質汚濁負荷を低減するため、和歌山県全域域汚水適正処理構想に基づき、下水道や農業集落排水施設等、浄化槽の生活排水処理施設を適切に組み合わせた整備を計画的に推進します。

3-4-3 土壌環境の保全

○ 現状と課題

- ・ 土壌は地下水の涵養^{かんよう}、水質浄化、農林業における生産等の機能を持ち、さらに、物質循環や生態系を健全に維持するための重要な役割を担っています。
- ・ 土壌汚染は一度生じると環境に対する影響が長期間にわたって継続するため、その未然防止が重要であり、万が一汚染を発見した場合には、汚染の範囲や状況を把握し、土地所有者等に対して汚染の除去等の対策を指導することにより、土壌汚染の拡散防止を図ることが必要です。

取組の方向

- 土壌・地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設について、適切な維持管理を指導します。
- 土壌汚染を発見した場合は、汚染の状況に応じて、土壌の浄化や除去、地下水のモニタリングなど、土地所有者等に対して適切な対策の実施を指導します。

3-4-4 感覚環境の保全（騒音・振動・悪臭対策）

○ 現状と課題

- ・ 私たちの身の回りにある音や揺れ、においの発生源は、多種多様です。これらが心地良く感じられる場合には日常生活に快適性をもたらす一方で、不快感として感じられる場合には騒音や振動、悪臭といった問題として扱われるため、人間の感覚を重視した快適な感覚環境の保全が大切です。
- ・ 不快感には個人差があり主観性を伴うものでもあるため、誰もが加害者にも被害者にもなり得るということを一人一人が認識し、周辺環境に配慮した行動が求められます。
- ・ 騒音等については地域に限定的なものであることが多く、地域の実情やニーズに応じた相談対応や規制が求められるため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく指定地域を見直し、これまで県が行ってきた騒音、振動、悪臭の規制事務を、令和2年度からは各市町村が行うことになりました。なお、複数の地域に及ぶ自動車騒音や航空機騒音、風力発電施設からの騒音については、その特徴から引き続き県が監視・指導を行います。

- ・ 音やにおいといった人間の感覚環境に着目し、環境省による「残したい日本の音風景 100 選」に選定されている那智の滝の音、「かおり風景 100 選」に選定されている高野山奥之院の杉と線香の香りに代表されるような良好な音環境等の感覚環境を資源として保全するとともに、日常生活における快適な感覚環境の保全・形成に努めることが重要です。

取組の方向

- 快適な感覚環境の保全・形成のため、市町村と情報交換や協力・連携を行い、騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組を進めます。
- 自動車騒音や航空機騒音等の調査を継続・充実させるとともに、状況に応じて、防音対策を進めるよう関係機関に求めます。

3-4-5 化学物質対策

○ 現状と課題

- ・ 私たちの日常生活や事業活動においては多くの化学物質が使用されています。これらの物質は、便利で快適な毎日の生活を維持する上で欠かせないものですが、大気や水、土壌に排出されることによって、環境や人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。
- ・ 人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業者が環境中への排出量等を行政に報告する PRTR 制度により、事業者の自主的な化学物質の管理の改善が促進されることが求められます。
- ・ ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで生成する物質であり、高濃度である場合には人の健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中における汚染状況の監視や事業者指導を着実にを行う必要があります。
- ・ 大規模災害時における有害物質の流出を想定した対応方法の検討や体制整備などの対策を進めておくことにより、先んじて化学物質による環境リスクを低減しておくことが重要です。

取組の方向

- PRTR 制度に基づき、県内の化学物質の排出量等を集計・情報提供し、事業者による自主的な化学物質の管理の改善と化学物質による環境保全上の支障の未然防止を図ります。
- ダイオキシン類に関する大気、公共用水域の水質（地下水及び水底の底質を含む。）、土壌の環境基準の状況を監視するとともに、廃棄物焼却炉等の特定施設を設置する事業場への立入検査を通じて、施設が適正に維持管理されるよう指導します。
- 大規模災害時における有害物質の流出を想定して制定した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル」を活用し、市町村及び事業者と協力して、大規模災害時の化学物質の流出に伴う健康被害の未然防止を図ります。